

(電子メール施行)
教教第1068号
令和2年4月10日

各市町組合教育長 様

教 育 長

緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について

令和2年3月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、爆発的な患者の急増リスクを回避するための国民の行動変容が求められております。

県教育委員会では、4月7日に国の緊急事態宣言が本県を含む7都府県に発出されたことを受け、その期間中における教職員の勤務について、別添実施要領に必要な事項を定め、県立学校長あて通知しました。

については、各市町組合教育委員会におかれましても、緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務の実施について、首長部局とも十分相談の上、適切に対応するようお願いいたします。

在宅勤務を承認する場合は、勤務の開始及び終了の報告をさせる等、通常の勤務と同様、職務専念義務を負うことの徹底を図るとともに、公務員として県民から疑念や不信を抱かれることのないよう留意願います。